



道路照明施設の設置に関する運用方針について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成10年 6 月30日

道 第 1 4 4 号
都 計 第 9 8 号

平成10年 6 月30日

各土木事務所長様

土 木 部 長

道路照明施設の設置に関する運用方針について（通知）

このことについては、「道路照明施設設置基準・同解説」（昭和56年 4 月発行社団法人日本道路協会）に基づいて設計していますが、別添のとおり運用方針を定めたので、平成10年 7 月 1 日以降新たに実施するものから適用してください。

道路照明施設の設置に関する運用方針

1 適用範囲

鳥取県土木部が発注する道路照明施設設置工事（トンネル工事は除く）の設計に適用する。

2 新設の道路照明施設の運用方針

（1）新たに道路照明施設を設置する際の基本的な考え方

道路照明施設の設置に当たっては、奇抜なデザインのは止めることとし、維持管理費の低減を念頭において設計すること。

連続照明を行う箇所は、交通量25,000台/日以上（例：国道431号米子市皆生付近、国体道路千代大橋付近）の市街部の道路に限定し、それ以外は連続照明を行わないこと。

局部照明を行う箇所は、次のいずれかに該当する場所とすること。

- （イ）信号機（押しボタン式または夜間点滅運用する信号機を除く）設置交差点
- （ロ）長大な橋梁（橋長50m以上の場合など道路幅員が一般部よりも縮小されている場合）
- （ハ）夜間の交通上特に危険な場所

上記 以外の場所で次のいずれかに該当する場所については、必要性を十分検討の上、局部照明とすること。

- （イ）交差点または横断歩道
- （ロ）橋 梁
- （ハ）道路の幅員構成、線形が急激に変化する場所
- （ニ）踏切（踏切遮断機等の保安設備がある場合を除く）
- （ホ）駅前広場等大規模な公共施設に接続する道路の部分
- （ト）バス停車帯

（2）照明灯（照明ポール及び照明器具）

照明灯は、原則として物価資料掲載品とすること。

景観形成地域内の道路事業、マイロード事業、夢発見ルート上の道路事業など景観等への配慮が必要な場合は、個別に道路課と協議すること。

なお、景観等に配慮する街路事業の場合は、都市計画課経由で道路課と協議すること。

その場合でも、原則として物価資料掲載品を使用すること。

3 既存の道路照明施設の対応方針

地元市町村の意見を聞きながら、点灯する期間、時間帯を限定するなどの経費節減策を講じること。

長大な橋梁の場合、深夜は千鳥で点灯するなどの工夫をすること。

老朽化した照明施設は、極力撤去すること。

上記 以外の場合であっても照明施設が乱立している箇所については、修繕工事の機会などを捉えて、照明施設の撤去または移設を検討すること。

歩行者動線上にやむを得ず段差、障害物等を設けている箇所については、上記 ～ にかかわらず、夜間における歩行者の安全な通行を確保するよう配慮すること。

4 その他

（1）地元要望による照明灯設置の取扱いについて

商店街区間におけるにぎわいの創出など、地元市町村の要請に基づき夜間の照度を確保する場合の照明灯の設置は道路占用物件の扱いとし、電気料金は地元負担とすること。